



議案第二百二十五号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年十二月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年十二月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第

号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

職名	給料月額
町長	四二九〇〇〇円
助役	三三〇〇〇〇円
収入役	三一四〇〇〇円
公営企業管理者	二八八〇〇〇円
固定資産評価員	二八八〇〇〇円

附 則

（施行期日等）

1、この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、特別職の職員で常勤のものに支払われた給与は、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。